

第62期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)



目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役6名選任の件	7
第3号議案 当社株式等の大規模買付 行為等に関する対応策 （買収への対応方針）の 継続の件	15
事業報告	42
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告書	59

アイコム株式会社

証券コード：6820



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6820/>



証券コード 6820
2026年6月5日

株 主 各 位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
(本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

アイコム株式会社

代表取締役社長 中 岡 洋 詞

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第62期定時株主総会招集ご通知」及び「第62期定時株主総会資料」として電子提供措置
事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト <https://www.icom.co.jp/ir/meeting/>



また、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

●ネットで招集 <https://s.srdb.jp/6820/>



●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、当社名（アイコム）又は証券コード（6820）を
ご入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により、議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁に記載の方法
により2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い
申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

議決権行使書用紙について

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知 1 頁に記載の各ウェブサイトにのみ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な拠点」「責任限定契約の内容の概要」「補償契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類の他、上記①、②及び③の事項であります。

修正が生じた場合について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

➔こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
××××年×月×日

基票日現在のご所有株式数	XX 株
議決権の数	XX 株

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX
〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

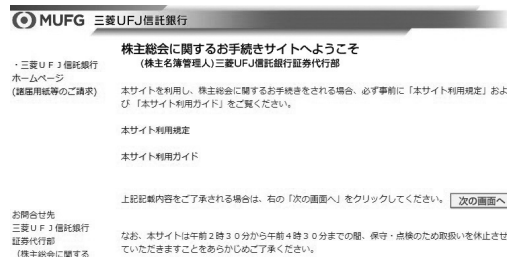
機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

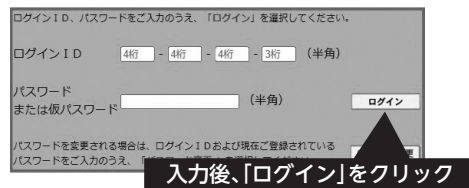
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な配当の継続を毎期の連結業績に応じて行うことが必要と考え、1株当たり年間配当額60円あるいは連結配当性向40%のいずれか高い方を下限とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株当たり50円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円

総額 717,612,550円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	当社における地位及び担当
1	なかおか ひろし 中岡 洋詞 (男性)	再任 ▪ 取締役社長（代表取締役）
2	えのもと よしき 榎本 芳記 (男性)	再任 ▪ 取締役
3	の だ けんいち 野田 憲一 (男性)	新任
4	よしざわ はるゆき 吉澤 晴幸 (男性)	再任 社外 独立 ▪ 取締役
5	ほんだ あきふみ 本多 昭文 (男性)	再任 社外 独立 ▪ 取締役
6	むらかみ ようこ 村上 洋子 (女性)	再任 社外 独立 ▪ 取締役
新任	新任取締役候補者	再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

候補者番号

1

な か お か

中岡

ひ ろ し

洋詞

再任

■ 生年月日

1961年5月27日生

■ 所有する当社株式の数

8,600株

■ 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
1999年7月 Icom America, Inc. 代表取締役社長
2006年6月 当社 取締役
2008年6月 同 執行役員
2019年4月 同 執行役員 海外営業部長
2021年6月 同 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長
Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長
Icom Spain, S.L. 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、アメリカの当社子会社の社長を務める等、海外営業を中心に携わり、当社製品の市場及び会社経営に関する幅広い経験と知見を有しております。また2021年6月より代表取締役社長を務め、当企業集団の発展を牽引しており、その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

2

え の も と

榎本

よ し き

芳記

再任

■ 生年月日

1961年5月16日生

■ 所有する当社株式の数

2,400株

■ 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
1985年 4 月 同 営業部
1991年 4 月 同 経理部 原価管理課
1999年 4 月 同 経理部 経理課長
2007年 4 月 同 経理部長
2015年 6 月 同 執行役員 経理部長
2024年 6 月 同 取締役 経理部長
2026年 4 月 同 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、営業業務に従事後、経理部門にて長年に亘り実務及びマネジメント業務に携わっております。当社製品に関する豊富な見識に加え、財務・会計に関して十分な知見を有していることから、その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

3

の だ け ん い ち
野田 憲一

新任

■ 生年月日 1969年12月11日生
■ 所有する当社株式の数 1,900株
■ 取締役会出席状況 —**略歴、当社における地位及び担当**

1993年 4 月 当社入社
2010年 4 月 同 大阪営業所長
2014年 4 月 同 国内営業部 販売課長 兼 大阪営業所長
2015年 4 月 同 東京営業所長
2017年 4 月 同 国内営業部長
2018年 6 月 同 執行役員 国内営業部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社コムフォース 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年に亘り営業部門において経験を重ね、当社製品及び業界全般に関する幅広い経験と知見を有しております。また、現在は国内営業部長として国内営業活動全般を統括し、業績向上に寄与しており、その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

4

よ し ざ わ

吉澤

は る ゆ き

晴幸

再 任

■ 生年月日

1949年3月12日生

社 外

■ 所有する当社株式の数

－ 株

独 立

■ 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、当社における地位及び担当

1992年11月 (株)目黒電波測器を創業

同 代表取締役

2011年10月 同 取締役会長

2013年3月 同 取締役会長退任

2014年6月 当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員長及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策に規定される独立委員会の委員を務めていただいております、引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対する監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会 13回中 13回出席（100%）

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役在任期間

12年（本株主総会終結時）

候補者番号

5

ほんだ

本多

あきふみ

昭文

再任

社外

独立

■ 生年月日

1948年3月25日生

■ 所有する当社株式の数

6,900株

■ 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、当社における地位及び担当

2008年4月 三洋電機株式会社 退職
株式会社エルモ社 専務執行役員
2010年1月 エルモソリューション販売株式会社 代表取締役社長
2012年6月 株式会社エルモ社 取締役副会長
2014年5月 同 取締役副会長 退任
2014年6月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長
2018年6月 当社 取締役（現任）
2024年6月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社SOAソリューションズ 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策に規定される独立委員会の委員を務めていただいております。引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対する監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会 13回中 13回出席（100％）

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏が代表取締役会長を務める株式会社SOAソリューションズと当社との間には仕入れ及び製品販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は10百万円以下であり当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外取締役在任期間

8年（本株主総会終結時）

候補者番号

6

む ら か み

村上

よ う こ

洋子

再 任

社 外

独 立

■ 生年月日

■ 所有する当社株式の数

■ 取締役会出席状況

1959年7月21日生

－ 株

100% (13/13回)

略歴、当社における地位及び担当

2004年 4 月 税理士登録

2004年 6 月 村上洋子税理士事務所 代表者（現任）

2020年 6 月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

村上洋子税理士事務所代表者

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と財務、会計及び税務に関する幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務めていただいております。また、引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対する監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会 13回中 13回出席（100%）

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏が代表者を務める村上洋子税理士事務所と当社子会社とは税務・会計に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は10百万円以下であり当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外取締役在任期間

6年（本株主総会終結時）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉澤晴幸、本郷昭文、村上洋子の3氏は社外取締役の候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要

当社と吉澤晴幸、本郷昭文及び村上洋子の3氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合は契約を継続する予定であります。

4. 補償契約の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策に規定される独立委員会の委員を務めている吉澤晴幸及び本郷昭文の2氏との間で、同委員の委任に関する委任契約を締結しており、当該委任契約においては、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、再任が承認された場合は契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は当社が全額を負担しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

第3号議案

当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2020年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2）に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）を導入することを決議し、2020年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後、かかる対応方針は、2023年に開催された定時株主総会において、その一部を変更の上継続することに関して、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、2023年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいたプランを「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、本総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、現行プラン発効以降の法令の改正、買収への対応方針に関する議論の動向等も踏まえ、2026年5月15日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、現行プランに所要の調整を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、継続することを決議しました。本プランによる買収への対応方針の継続に当たり、趣旨の明確化を含む表現の修正等を行っておりますが、本プランは、現行プランの内容を実質的に変更するものではありません。

本プランは、本総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされております。つきましては、株主の皆様に、本プランによる買収への対応方針の継続についてご承認をお願いしたいと存じます。本プランの内容は下記のとおりです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1) ①に定義されます。以下同じ）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1) ①に定義されます。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み**(1) 企業価値向上に向けた取組み****① 当社の経営理念**

当社は、「コミュニケーションで創る楽しい未来・愉快的技術」を経営理念とし、世界中の様々な分野において、高度なコミュニケーションを提供することで、安全で豊かな社会の実現に貢献しています。当社は、培ってきた無線通信技術とゼロからモノを産み出す創造力を活かし、お客様の要望や期待にお応えする製品とソリューションを提供することで、急速に発展していく情報社会に貢献してまいります。

② 当社の沿革・事業内容

当社は1964年、創業者である井上徳造が、趣味のアマチュア無線機の製造を事業化してスタートしました。その後、町工場の規模から現在に至るまで、メーカーとしてアマチュア無線機の製品を60年以上市場投入し続けております。アマチュア無線機カテゴリーの売上比率は、創業当時よりは減少しているものの、引き続き毎年新製品を投入しており、業界での確固たる地位を確保しております。他方で、当社は、アマチュア無線機で得られた要素技術を水平展開し、世界中のあらゆるジャンル（海上用、陸上業務用、航空用など）の一斉同報が必要な無線機市場に進出しております。無線機カテゴリーの新規市場に進出する際は、大手企業が競合する巨大市場を避け、ニッチな部分で勝負しようという基本的な考え方の下、市場規模よりも事業継続性を判断基準としております。近年ではイリジウム[®]社のネットワークを用いた衛星無線通信分野やスマートフォン向けインカムアプリ分野に新規参入しております。

③ 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。

(i) 国内における技術力・生産力

当社は創業以来、一貫してMade in Japanのモノづくりにこだわっており、今後もその方針を推進してまいります。当社は、従業員の約半数を技術者が占めており、ソフトウェア・ハードウェアを含めた要素技術の開発を行っております。また、当社は自社で企画、設計、開発した製品を国内の自社工場（和歌山県所在の有田工場及び紀の川工場）で生産しており、少量多品種を効率良く生産するノウハウを保有しております。このように自社設計・自社生産を行うことで、高い技術力を維持し顧客の細かなニーズへの対応を可能としています。

(ii) 国内外の政府機関を含む顧客との良好な関係

当社の生産する携帯電話回線を利用した一斉同報の無線機（IP無線機）は、インフラ運営に欠かせない機材となっております。また、当社のMade in Japanの品質と信頼性、及び顧客の細かなニーズに対応できる技術力が、大手競合他社には参入が困難な日本の国家機関に対する装備品の納品を可能としております。さらに、災害対策用移動通信機器の備蓄・貸出事業を2006年から継続して我が国の行政機関より受託しており、代替が困難な社会インフラの役務を継続的に提供しております。また、衛星無線通信機は大災害で携帯電話基地局に障害が発生した場合でも通信が可能である等の特色を有し、当社の無線通信機は、有事の通信手段として、日本国内のみならず、国際連合（UN）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、各国政府・日本国大使館等からの需要もあります。加えて、民間企業においては、事業継続計画（BCP）対策として当社の製品・サービスを活用いただいております。

(iii) 健全な財務体質

当社は、自己資本比率について、2026年3月期では89.2%、2025年3月期では91.2%、2024年3月期では89.9%という水準を維持しております。このように、当社は高い自己資本比率を有しており、健全な財務体質であるといえます。

④ 企業価値の更なる維持・強化のための施策

当社は、2024年3月期から2026年3月期にかけての「中期経営計画2026」を策定・公表し、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するため、「中期経営計画2026」に基づき、基本的な施策として、コアビジネスの強化、新たなビジネスモデルへの挑戦及び100年企業を目指したサステナブル戦略に取り組んでまいりました。その後、当社は、2026年5月22日に、次期中期経営計画として、2027年3月期から2030年3月期にかけての「中期経営計画2030」を策定・公表いたしました。「中期経営計画2030」の詳細につきましては、当社の2026年5月22日付プレスリリース「2027年3月期～2030年3月期 中期経営計画2030」をご参照下さい。

(2) コーポレートガバナンスの強化

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は東京証券取引所が規定するコーポレートガバナンス・コードを踏まえコーポレートガバナンスの充実を図ることにより、経営の効率性・透明性の向上及び経営の健全性を確保するとともに、株主をはじめとする取引先や地域社会等のステークホルダーとの友好的信頼関係の維持強化に努め、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は、業務執行の意思決定を目的として原則月1回以上開催します。取締役及び監査役的全員が構成員であり議長は社長が務めています。監査役会は、監査に関する重要な事項の報告、協議、決定を行うことを目的として原則月1回以上開催します。監査役的全員が構成員であり議長は常勤監査役が務めています。

なお内部監査業務は監査室において室長以下4名の体制で行っております。

取締役6名のうち独立社外取締役3名、監査役3名のうち独立社外監査役2名を選任して、それぞれが経営より独立した立場を維持しつつ、さらに監査役と会計監査人及び内部監査部門（監査室）が連携を密にすることにより、取締役の業務執行に対して十分な監視監督体制が確保できていると考え、当社は監査役会設置会社を採用しております。

また、取締役会の他、月次の営業状況をはじめ経営情報を共有し、経営上の課題やリスク等を検討する会議として経営会議を設置しております。経営会議は監査役を含む役員、執行役員及び主要な部長クラスが出席し、原則月1回の頻度で開催します。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレートガバナンス報告書 (https://www.icom.co.jp/uploads/corporate_governance.pdf) をご参照下さい。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランによる買収への対応方針継続の目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記Ⅲ.2.(1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収への対応方針の継続を決定しました。なお、本プランによる買収への対応方針の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値報告書」、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

なお、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の52頁に記載のとおりであり、現時点において、当社は当社株式の大規模買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

また、井上徳造氏、ギガパレス株式会社及び公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団（以下、「創業家関係者ら」といいます。）は、2026年3月31日現在、共同保有者として、当社株式を合計30.45%保有しています。創業家関係者らは、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、井上徳造氏は当社の代表取締役会長を務めておりますが¹、当社の役職員を務める同氏以外の創業家関係者らは存在せず、当社の経営が創業家関係者らによって支配されているといった状況にはございません。また、創業家関係者らは、当社株式等の処分や議決権行使について個々の判断で意思決定を行っており、当社と創業家関係者らとの間には、創業家関係者らが今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、創業家関係者らの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたってこれらの株主が安定した地位を占めるものとはできません。さらに、創業家関係者ら以外の当社の株主の分布状況は個人株主を含め広範にわたっております。以上のような状況を踏まえると、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為等が行われる可能性は常に存在していると考えられます。

1 なお、本総会の終結の時をもって、井上徳造氏は当社の取締役及び代表取締役を退任する予定です。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の (i) から (iii) までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等²について、当社の特定の株主の株式等保有割合³が20%以上となる買付けその他の取得⁴
- (ii) 当社が発行者である株式等⁵について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁸

- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記（イ）及び（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 4 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び (ii) 契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 8 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(iii) 上記 (i) 又は (ii) に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書、大規模買付者の定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上げりの状況、当社株式等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

10 本文の (iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記 (iii) の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- (i) 大規模買付者の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
 - (ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
 - (ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
 - (ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹²（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下、「必要情報提供期間」といいます。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

12 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は大規模買付者が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競争可能性等の詳細に関する情報、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針、並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要、並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）
- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している役員候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等（大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xiv) 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xv) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記④に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記④に定義されます。）が起算されることとなります。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間（いずれも本必要情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは独立委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じ）等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、現行プランにおいて、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置しているところですが、本プランにおいても、当該独立委員会を継続します。なお、独立委員会規則の概要は別紙1「独立委員会規程の概要」に、現行プランの本プランへの改定時点の独立委員の経歴等は別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）」に、それぞれ記載のとおりです。本プランによる買収への対応方針の継続以後の独立委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる独立委員以外の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の (i) 又は (ii) に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止又は発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下（イ）から（ル）までに掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社の株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合

- (ト) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ル) その他（イ）から（ヌ）までに準じる場合で、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置の発動の要否や内容等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を、下記⑦の方法により招集することができるものとしします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思確認総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するための株主意思確認総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為の態様等を踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。なお、大規模買付行為等は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有

する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社提案に基づき本プランの廃止の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することが出来るものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収への対応方針の継続を本議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記 2. (3)に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において当社提案に基づき本プランの廃止の決議が行われた場合、又は当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主意思確認総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記 2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとしております。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3) に記載のとおり、本プランは、当社提案に基づく株主総会の決議により又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの効力発生時に株主及び投資家の皆様に与える影響

現行プランの本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランの効力発生時に本プランが株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記 2. (1) に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙 2

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

梅本 弘

〔略歴〕

1976年 4 月 弁護士登録
2000年 6 月 当社社外監査役（現任）
2003年 1 月 弁護士法人栄光 代表社員（現任）

本郷 昭文

〔略歴〕

2008年 4 月 三洋電機株式会社 退職
株式会社エルモ社 専務執行役員
2010年 1 月 エルモソリューション販売株式会社 代表取締役社長
2012年 6 月 株式会社エルモ社 取締役副会長
2014年 6 月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）
2024年 6 月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役会長（現任）

吉澤 晴幸

〔略歴〕

1992年11月 株式会社目黒電波測器を創業
同 代表取締役
2011年10月 同 取締役会長
2014年 6 月 当社社外取締役（現任）

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当事者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当事者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当事者以外の株主が保有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当事者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

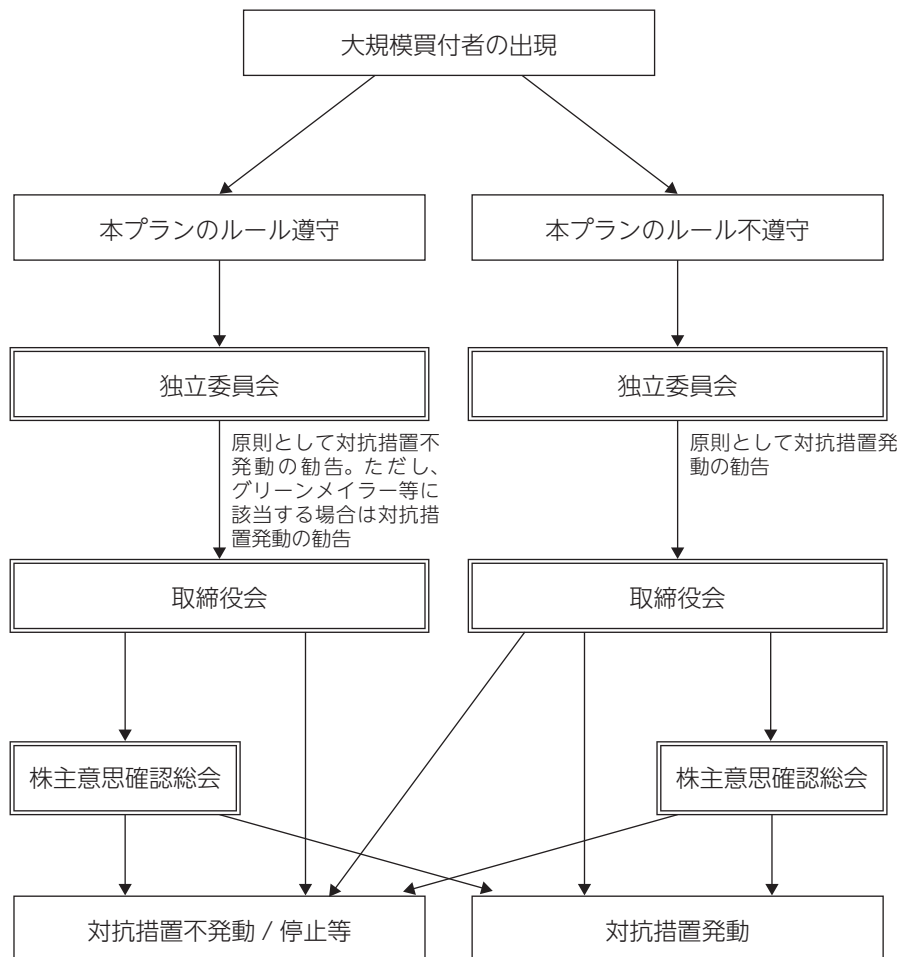
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(参考資料)

本プランの手続の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の関税政策や通商摩擦の動向に加え、地政学リスクの長期化や新たな衝突の発生、資源・エネルギー価格の変動、サプライチェーンの混乱等を背景に先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループの無線通信機器製品を取り巻く市場環境は、海外最大市場である米州において、電子部品等の原材料調達難の解消に伴い余剰となった製品在庫の調整が前期から継続し、足元では概ね正常化したものの、当期の業績に影響を及ぼしました。加えて、北米では、当期後半には関税転嫁による物価上昇や政府閉鎖等を背景に先行き不透明感が一段と強まり、厳しい市場環境が続きました。アジアにおいても、内需の減速や米国の関税政策の影響により製品需要が伸び悩みました。その他の地域においても、エネルギー不安や地政学リスクの高まり等を背景に景気の下振れ懸念が強まり、海外の製品需要は総じて弱含みで推移いたしました。

一方、国内では、物価高による個人の節約志向の高まりなどからアマチュア用無線通信機器の需要は縮小しましたが、業務用無線通信機器においては、堅調な企業の設備投資等を背景に需要は底堅く推移しました。

このような市場環境のなか、当社グループでは、海外において北米市場における営業体制の再構築と在庫適正化を推進するとともに各国のディストリビューターに対し製品トレーニングやマーケティングサポートによる販促を行いました。国内においても、無線機単体の販売から周辺機器を含むシステム販売の拡充及び官公庁に対する営業力の強化を目的として営業体制を見直すとともにアプリ間で通話や一斉連絡及び音声の文字起こしのできるスマートフォン向け多機能A I 搭載インカムアプリ「ICOM CONNECT」をリリースするなど、ストックビジネスの拡充を図りました。

これらの結果、国内市場は業務用無線通信機器及び周辺機器などの販売が堅調に推移し増収となりました。一方、海外市場では特に米州及びアジアにおいて需要の本格回復に至らず減収となりました。

当連結会計年度における売上高は369億5千9百万円（前年同期比1.4%減）、売上総利益は161億9千6百万円（前年同期比2.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費及び試験研究費の増加等により、3億5千5百万円増加して132億8千3百万円となり営業利益は29億1千3百万円（前年同期比21.7%減）、為替差益4億2千8百万円を計上したことにより経常利益は38億1千2百万円（前年同期比2.3%減）、特別損失に訴訟和解金4億円の計上などにより親会社株主に帰属する当期純利益は26億6千5百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

また、当該期間に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ149.97円及び173.40円であり、前年同期に比べ対米ドルでは1.8%の円高、対ユーロでは5.8%の円安水準で推移しました。

なお、地域別の状況については、下表のとおりであります。

<ご参考>地域別売上高

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)		増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
国内	12,496	33.4	13,525	36.6	8.2
米州	12,147	32.4	11,311	30.6	△6.9
欧州 (EMEA)	6,278	16.7	6,611	17.9	5.3
アジア・オセアニア	6,545	17.5	5,510	14.9	△15.8
海外計	24,972	66.6	23,433	63.4	△6.2
合計	37,468	100.0	36,959	100.0	△1.4

注) 従来の区分である「北米」を「米州」に変更いたしました。これに伴い従来は「その他」に区分しておりました中南米、カリブ海地域を「米州」に含め、前連結会計年度も同様に組替えております。

〔品目別の状況〕

・ 陸上業務用無線通信機器

陸上業務用無線通信機器の連結売上高は、165億4千2百万円（前年同期比4.3%減）となりました。海外市場では、各国における需要は総じて弱含みで推移し、減収となりました。一方、国内市場では、IP無線機及びハイブリッド無線機の需要が堅調に推移したことに加え、入札案件やシステム案件の増加により増収となりました。

・ アマチュア用無線通信機器

アマチュア用無線通信機器の連結売上高は、55億2千9百万円（前年同期比18.0%減）となりました。市場の注目を集めた新製品の投入は、高い評価を獲得するとともに需要喚起に寄与し、欧州においては増収となりました。一方、その他の市場においては、新製品の販売による需要喚起はあったものの、個人消費における節約志向の高まりなどを背景に既存製品の販売が伸び悩み、減収となりました。

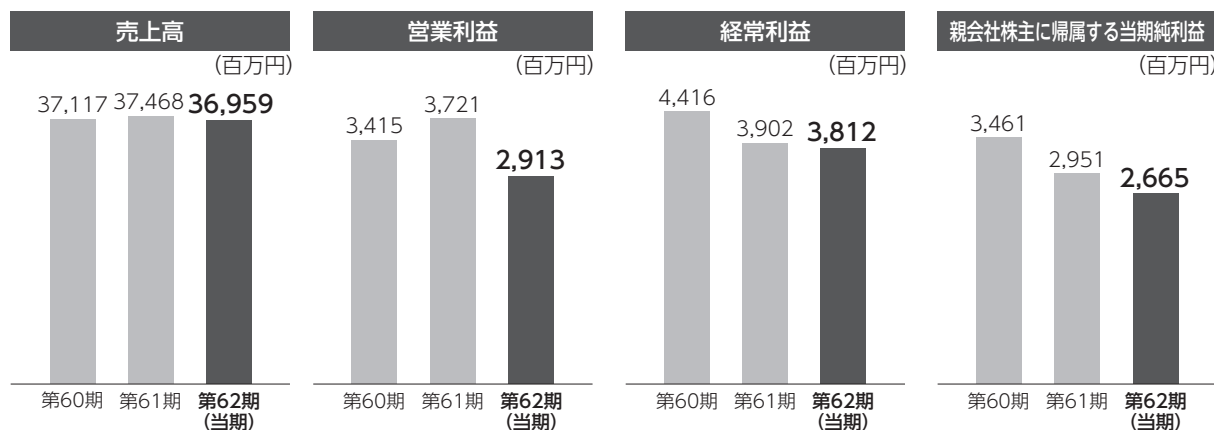
・ 海上用無線通信機器

海上用無線通信機器の連結売上高は、39億9千3百万円（前年同期比9.8%増）となりました。主力である海外市場においては、レジャー関連需要の停滞を背景に、当社製品が主に利用されているミドルクラス以下の船舶の需要が低調に推移した影響を受け、当社製品の需要も総じて弱含みで推移いたしました。一方で、コーストガード向け案件の獲得や、アジアでレギュレーション変更に伴う置き換え需要などが発生したことから増収となりました。

・ その他の品目

付属品その他の連結売上高は、108億9千3百万円（前年同期比11.2%増）となりました。海外市場において、アジア・オセアニアで航法機器（レーダー）の売上が伸びました。国内市場においては、入札案件及びシステム案件の増加に伴い、無線機本体と連動するオプション製品の販売も堅調に推移したことにより増収となりました。

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2026年3月期)	36,959	2,913	3,812	2,665
前連結会計年度 (2025年3月期)	37,468	3,721	3,902	2,951
増減率	△1.4%	△21.7%	△2.3%	△9.7%



(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は12億3千7百万円であり、その主なものは、物流施設の取得・建物の設備更新、新製品の金型及び測定器類に対する投資であります。

② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

「中期経営計画2026」の期間においては、想定以上のスピードで売上を伸ばし、2024年3月期及び2025年3月期において2期連続で過去最高売上高を更新しました。また、営業利益率も平均9%を達成しました。

目標としていた2026年3月期での売上高400億円、営業利益率10%は達成できませんでしたが、期間中、連結ベースにおいて約10%の着実な成長を遂げ、安定して360～370億円を売り上げる業容を構築しました。

そのうえで、未達成の背景を分析し、きたる4年を「新しい転換期」と位置づけ、さらなる飛躍を狙います。

「中期経営計画2030」

■新しい転換期 ～100年企業への成長～

① 公共インフラへの参入

10年以上にわたって蓄えたIP無線のノウハウをMC-PTT/MCX市場に展開。
国内外の公共機関などをターゲットに、2028年後半からの収益化を目指す。

② 事業提携の加速

近年の市場変化の加速化を踏まえ、シナジー効果のあるパートナー企業との事業提携を推進し、創業以来の「自前主義」に囚われない新たな事業展開を狙う。

③ M&Aの推進

年1社を目標として、「Acquihiring」型M&Aを基本に、アイコムグループとしての総合力向上に資するM&Aを積極的に行う。

④ 防衛通信市場への参入

地政学的リスクの高まりとともに、各国の防衛需要の高まりに応える事業展開を図る。まずは、2027年を目標に、次世代の防衛用衛星通信システムネットワーク「MA-DNX」対応端末の市場投入を目指す。

■連結業績目標

	売上高	営業利益	営業利益率
2027年3月期（計画）	375億円	38億円	目標10.0%
2028年3月期（計画）	380～390億円	38～39億円	
2029年3月期（計画）	390～415億円	39～41.5億円	
2030年3月期（計画）	415～430億円	41.5～43億円	

■取り組み

①品目別の取り組み

- アマチュア用無線通信機器（目標売上高：75億円*）
デジタル通信の普及（APRS・FT8など）
SDR化及び新規技術推進（IPリモート運用拡充、WLAN・BLE技術、アンテナなど）やデジタルインターフェースの拡充、他
- 陸上業務用無線通信機器（目標売上高：200億円*）
MC-PTT/MCX/FirstNet機/MA-DNX/IP無線の充実
アプリソリューションの拡充（アプリ開発、通信トラフィック監視・AI分析ソリューションなど）
- 海上用無線通信機器（目標売上高：50億円*）
水中ワイヤレス通信製品の開発、VHF無線機のデジタル化、マリンレーダーの拡充など
- ネットワーク機器（目標売上高：15億円*）
データサーバー及びサービスの構築、Wi-Fi HaLow™対応、クラウドPBX開発など
- その他（目標売上高：90億円*）
ボディーカメラ/バイタルセンサー/レンタル/保守サービス事業、特化型航空用無線通信機器の開発など

※2030年3月期の目標売上高

②「中期経営計画2030」における投資計画

		中期経営計画2030 (4カ年合計)	中期経営計画2026 (3カ年実績)
設備投資	設計環境/ 働く環境の再整備	約170億円	約51億円
研究開発	新規技術の取得	約180億円	約107億円
	新規ビジネス	約20億円	約15億円

- 設備投資・・・・・・・・・・開発環境の再整備及び集約/本社地域ビル(設計拠点、営業所や和歌山アイコム(株))、不動産の老朽化に伴う建替・物件購入
設計設備（測定器、電波暗室等）及び本社設備投資
- 研究開発
新規技術の取得・・・・・・・・無線機に特化した映像技術、AI技術、周辺ソリューション
5G対応IP無線システムの周辺ソリューション
次世代陸上業務用無線通信機器開発及び市場開拓
製品カテゴリ別強化(新規技術開発・取得、販路開拓・強化など)
産学協働など研究開発促進
- 新規ビジネス・・・・・・・・戦略的M&Aや外部パートナーとの業務提携
新規事業参入を目的とした製品開発
新規事業実現に向けた人材確保・人材育成への取り組み

(5) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	34,173	37,117	37,468	36,959
経 常 利 益 (百万円)	3,262	4,416	3,902	3,812
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,574	3,461	2,951	2,665
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	179.39	241.19	205.63	185.69
総 資 産 (百万円)	67,163	73,159	73,888	81,974
純 資 産 (百万円)	60,450	65,745	67,359	73,090
自 己 資 本 比 率 (%)	90.0	89.9	91.2	89.2
1 株当たり純資産 (円)	4,211.85	4,580.77	4,693.31	5,092.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	28,728	32,802	30,550	29,923
経 常 利 益 (百万円)	2,527	4,229	3,061	3,653
当 期 純 利 益 (百万円)	2,012	3,251	2,376	2,569
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	140.25	226.54	165.60	179.00
総 資 産 (百万円)	53,341	57,372	57,140	62,042
純 資 産 (百万円)	48,463	51,994	52,776	56,019
自 己 資 本 比 率 (%)	90.9	90.6	92.4	90.3
1 株当たり純資産 (円)	3,376.62	3,622.72	3,677.18	3,903.15

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	100.0%	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	100.0%	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	100.0%	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	100.0% (0.2)	当社製品の販売
ICOM ASIA CO.,LTD.	VND 13,890,000,000	100.0%	当社への部材の供給
PURECOM CO.,LTD.	CNY 616,220	100.0%	当社への部材の供給
和歌山アイコム(株)	百万円 350	100.0%	当社製品の製造
アイコム情報機器(株)	百万円 99	100.0%	当社商品及び製品の販売
(株)マクロテクノス	百万円 15	100.0%	ソフトウェア受託開発及び技術支援
(株)コムフォース	百万円 20	100.0%	無線通信システムの構築、設置、そのサポート
Icom America License Holding LLC	US\$ 732,066.89	100.0% (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	100.0% (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	100.0% (100.0)	当社製品の販売
ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V.	MXN 4,114,253.76	100.0% (100.0)	当社製品の販売

(注) 「当社の出資比率」の()内は間接所有の比率であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,063名 (116名)	6名増 (26名増)

- (注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
639名 (103名)	12名増 (27名増)	40歳8ヶ月	15年9ヶ月

- (注) 1. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,352,251株
 (自己株式497,749株を除く)
 (3) 株 主 数 15,281名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
井 上 徳 造	2,049	14.28
ギガパレス株式会社	1,472	10.26
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.97
株式会社UH Partners 2	891	6.21
光通信株式会社	685	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	632	4.40
株式会社JVCケンウッド	445	3.10
アイビー投資事業有限責任組合	374	2.61
日本証券金融株式会社	369	2.58
住友不動産株式会社	357	2.49

- (注) 1. 当社は自己株式を497千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 上 徳 造	取締役会長（代表取締役）	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長
中 岡 洋 詞	取締役社長（代表取締役）	ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長 Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長 Icom Spain, S.L. 代表取締役社長
榎 本 芳 記	取締役（経理部長）	
吉 澤 晴 幸	取締役	
本 郷 昭 文	取締役	株式会社ＳＯＡソリューションズ代表取締役会長
村 上 洋 子	取締役	税理士・村上洋子税理士事務所代表者
瀬 戸 隆 幸	監査役（常勤）	
梅 本 弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役
杉 本 勝 徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者

- (注) 1. 取締役吉澤晴幸氏、取締役本郷昭文氏及び取締役村上洋子氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会の決議により決定します。

(イ) 決定方針の内容の概要

取締役会において、次の決定方針を決議しております。

- i. 取締役の報酬は固定報酬とするが、当社の持続的な企業価値向上の動機付けとなるよう、会社業績及び取締役個々の役位・職責、経営課題への中長期的視点を含めた貢献度等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度枠の範囲内で報酬額を決定する。

ii. 社外取締役の報酬については、経営からの「独立性」を担保するため会社業績や貢献度等を勘案しない所定の報酬額とする。

iii. 報酬の客観性・透明性を高めるため、取締役の報酬額は代表取締役が指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会が決定する。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会において、決定方針との整合性を含め報酬水準等の妥当性を審議しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額24百万円以内）と決議しております（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、1990年6月29日開催の第26期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	173 (11)	173 (11)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	50,859	流動負債	5,413
現金及び預金	27,281	買掛金	1,431
受取手形	394	未払金	966
売掛金	6,337	未払法人税等	551
有価証券	397	賞与引当金	805
商品及び製品	8,093	製品保証引当金	158
仕掛品	85	その他	1,499
原材料及び貯蔵品	6,009	固定負債	3,470
その他	2,297	退職給付に係る負債	670
貸倒引当金	△37	繰延税金負債	2,197
固定資産	31,115	その他	602
有形固定資産	9,906	負債合計	8,884
建物及び構築物	2,849	純資産の部	
機械装置及び運搬具	251	株主資本	63,819
土地	5,664	資本金	7,081
建設仮勘定	138	資本剰余金	10,449
その他	1,002	利益剰余金	47,735
無形固定資産	142	自己株式	△1,446
投資その他の資産	21,066	その他の包括利益累計額	9,271
投資有価証券	11,559	その他有価証券評価差額金	3,483
退職給付に係る資産	4,548	為替換算調整勘定	3,269
繰延税金資産	413	退職給付に係る調整累計額	2,517
差入保証金	3,073	純資産合計	73,090
その他	1,477	負債及び純資産合計	81,974
貸倒引当金	△5		
資産合計	81,974		

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,959
売上原価	20,762
売上総利益	16,196
販売費及び一般管理費	13,283
営業利益	2,913
営業外収益	908
受取利息	284
受取配当金	130
投資有価証券売却益	12
為替差益	428
その他	52
営業外費用	9
支払利息	0
その他	9
経常利益	3,812
特別損失	440
訴訟和解金	400
固定資産除却損	40
税金等調整前当期純利益	3,372
法人税、住民税及び事業税	726
法人税等調整額	△18
法人税等合計	707
当期純利益	2,665
親会社株主に帰属する当期純利益	2,665

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,028	流動負債	4,153
現金及び預金	17,003	買掛金	1,392
受取手形	394	未払金	1,078
売掛金	6,734	未払費用	243
有価証券	397	未払法人税等	416
商品及び製品	4,565	前受金	180
仕掛品	44	預り金	44
原材料及び貯蔵品	5,986	前受収益	78
前渡金	84	賞与引当金	591
前払費用	162	製品保証引当金	118
信託受益権	1,500	その他	8
その他	173	固定負債	1,870
貸倒引当金	△17	繰延税金負債	1,326
固定資産	25,014	長期未払金	455
有形固定資産	7,037	その他	87
建物	1,112	負債合計	6,023
構築物	34	純資産の部	
機械及び装置	104	株主資本	52,535
車両運搬具	1	資本金	7,081
工具、器具及び備品	585	資本剰余金	10,449
土地	5,026	資本準備金	10,449
建設仮勘定	130	利益剰余金	36,451
その他	43	利益準備金	293
無形固定資産	56	その他利益剰余金	36,158
ソフトウェア	54	資産圧縮積立金	0
その他	2	別途積立金	19,767
投資その他の資産	17,920	繰越利益剰余金	16,391
投資有価証券	11,537	自己株式	△1,446
関係会社株式	733	評価・換算差額等	3,483
関係会社出資金	136	その他有価証券評価差額金	3,483
破産更生債権等	0	純資産合計	56,019
長期前払費用	250	負債及び純資産合計	62,042
長期貸付金	500		
差入保証金	3,068		
その他	1,699		
貸倒引当金	△5		
資産合計	62,042		

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	29,923
売上原価	18,209
売上総利益	11,714
販売費及び一般管理費	8,856
営業利益	2,857
営業外収益	906
受取利息	160
有価証券利息	30
受取配当金	130
投資有価証券売却益	12
為替差益	430
受取賃貸料	129
その他	12
営業外費用	110
賃貸費用	121
その他	△11
経常利益	3,653
特別損失	440
固定資産除却損	40
訴訟和解金	400
税引前当期純利益	3,213
法人税、住民税及び事業税	559
法人税等調整額	85
法人税等合計	644
当期純利益	2,569

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務における執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

アイコム株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬 戸 隆 幸 ⑨

社外監査役 梅 本 弘 ⑨

社外監査役 杉 本 勝 徳 ⑨

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市平野区加美南一丁目1番32号

本社3階会議室 電話：06（6793）5301



交通機関

JR大和路線 加美駅 下車徒歩 3 分

JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩 3 分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。
ご来場の株主様へのお土産の配布は行っておりません。